

有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換するための制度概要

○転換の要件

3年以上勤続し、もしくは3年未満の勤続でも理事長が特に認めた、職員への転換を希望する有期雇用労働者（臨時職員）で、所属長の推薦がある者

○手続き

面接試験に合格すること。

○実施時期

転換時期は随時とする。

○直近の3事業年度で転換した人数

1名

○入社から転換までの平均期間

2年243日

○入社から転換までの最短の期間

2年243日